

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 31 年 4 月 17 日付けの生活保護廃止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、同日を廃止日として行った生活保護法（以下「法」という。）26 条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、「失踪」していない。

本件処分時に、処分庁は請求人の転居先を把握していた。「失踪」とは、「行方をくらますこと」であり、その具体的内容は、「生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなること」（後記運用事例集）であるから、居所が不明ではない請求人に対し、「失踪」を理由として行われた本件処分は違法である。

請求人は、法 19 条 1 項 2 号の現在地を有していたものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年4月16日	諮問
令和2年7月30日	審議（第45回第3部会）
令和2年8月21日	審議（第46回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の実施機関等についての法令等の定め

法19条1項の規定によれば、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

法26条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有す

るとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決・判例地方自治264号91頁）。

また、法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

したがって、被保護者が居住地の異動により、保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域外に転出した場合には、速やかにその旨を届け出るべきものと解せられる。

(2) 保護辞退届について

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12の3によれば、「保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。」との問いに対し、次のような答が示されている。

被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せ

ず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導するとともに、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこと。

2 これを本件について検討すると、本件処分は、平成31年4月17日を廃止日として、同日以降の請求人に対する法に基づく保護を廃止するものである。

(1) 処分庁が本件処分を発するに至った前提として、以下の事実が認められる。

平成31年4月2日、宿泊所運営法人の職員から、担当職員に対し、請求人が本件宿泊所を同年3月31日に退去したとの連絡があったこと。

同日、〇〇福祉事務所（〇〇地域を所管する〇〇課）の職員から、担当職員に対し、請求人が〇〇区に転入手続をし、〇〇課において保護の相談を控えていることから、〇〇区における保護歴の照会をしたい旨の連絡があったこと。

同月3日、処分庁は、請求人に対する保護を停止することを決定したこと。

処分庁において、遅くとも同月16日までには、住民基本台帳システムにより、請求人の住民票が、4月1日に〇〇区から〇〇区に異動し、請求人の新たな住所として、本件新住所が登録されていることが確認できたこと。

同月16日、担当職員が本件新住所に赴き現地調査を行ったが、現地は集合住宅で、住戸に表札もなかったことから、請求人が現に本件新住所に居住していることまでは確認することができ

なかったこと。

(2) また、本件処分を決定した後は、次の事実が認められる。

本件処分通知書は、本件新住所に送付され、請求人に到達していること。

本件審査請求提起時（令和元年7月12日）の請求人の住所又は居所は、本件新住所であること。

(3) 上記(1)及び(2)の事実からすれば、本件処分が保護の廃止日とした平成31年4月17日には、請求人は既に、本件新住所において居住地を有し、保護の実施機関である〇〇区長の管理に属する福祉事務所の所管区域に、居住地及び現在地を有しているとはいえない状態になっていると判断することができるものであり、また、近い将来に同所管区域に戻る状況にもなかつたものと認められる。

そうとすると、請求人は、この時点で、法19条1項の規定により、〇〇区において保護を受ける対象者ではなくなっているものと認められる。したがって、処分庁が請求人に対する保護を廃止する処分を行うべきであると判断したことについては、違法・不当はないものといえることができる。

3 本件処分通知書の理由付記及び請求人の主張について

(1) 本件処分通知書に記載されている「理由」は、「世帯主の失踪」であり、具体的には、「〇〇退所後失踪による居所不明により、保護の程度の決定ができなため、平成31年4月17日付保護廃止とする。」と記載されている。

これに対し、請求人は、行方不明になったわけではないから、「失踪」に当たらないとして、本件処分は違法である旨の主張をしている（前記第3）。

(2) このことについて、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（東京都内の保護の実施機関から寄せられた疑義照会事例を掲載したもの。以下「運用事例

集」という。)の(問2-6)の1によれば、「失踪」の定義として、「失踪とは『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する」ものとされている。

確かに、処分庁としては、平成31年4月以降、請求人が〇〇区に所在していることを、同月2日における〇〇区の〇〇課からの連絡で知ることができたし、また、住民基本台帳システムにより、本件新住所に住民登録を行っていることも、その後実際に知りえたのであるから、請求人の行方が全く分からなかったわけではない。ちなみに、事後には、本件処分通知書を本件新住所宛てに請求人に送付して、実際に到達しているのであるから、本件処分前にも、少なくとも処分庁側から請求人に対して連絡をすることは、可能であったものと思われる。そうすると、平成31年4月以降の請求人の状況は、運用事例集の上記定義にいう「失踪」との言葉の意味には、厳密には、適っていないものともいえなくはない。

- (3) 一方、処分庁の立場からすると、請求人は、法61条の規定により、住所の変更を処分庁に申告する義務があるのにもかかわらず、これを行っていないものであって、「実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去つ」ており、処分庁としては、請求人から行先を告げられることなく、請求人が携帯電話を所持していない等のため連絡もできなかったことから(運用事例集には、上記引用部分に続いて、「事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪に当たらない。」との記載がある。)、本件新住所に担当職員をして、現地調査を

させたものの、居住の事実を確認するまでには至らなかったことが認められる。そのため、保護廃止の理由として、行先を確知することができないものとして、「失踪」と表記したものと認められる。

しかしながら、請求人が〇〇区から〇〇区に転出した経緯等を総合して、事後的に見れば、請求人は、平成31年4月1日以降、事務所の所管区域外に居住地を定めていたものと認めても差し支えないものと考えられる。そうすると、同日以降、処分庁から請求人に連絡を取ることが可能であったか否かにかかわらず、「失踪」ではなくむしろ端的に、「管外転出」又は「他の実施機関の管内に転出したため」等を理由として、法19条による保護の対象者でなくなったことにより、保護を廃止することとするのが、あるいはより適切であったのではないかと考えられる。

(4) ところで、「失踪」として保護を廃止する場合、運用事例集によれば、「居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなる」ことが実質的な理由であるものであって、要するに、被保護者が実施機関の管内に居住地（1号）及び現在地（2号）のいずれも有するものでないために、法19条1項の規定の対象から外れ、保護を実施する根拠を欠くこととなることを意味しているものと解せられる。

本件では、仮に請求人の主張するように、平成31年4月1日以降、行方不明の状態にあるとまではいえないとしても、それは、処分庁としても、請求人が新たに〇〇区内に居住地を設けたという情報を、比較的容易に得ることができる状態であったということに帰するものである。そうすると、請求人が、〇〇区内には居住地はなく、他の区において居住地を有していることが明らかとなったものということであり、〇〇区を所管する実施機関の立場からは、やはり法19条1項の規定の対象から請求人が外

れたものとして取り扱うべきであるから、その意味では、保護を廃止する実質的な根拠としては、「失踪」の場合と基本的に変わりはないものである。

すると、本件処分通知書において、本件処分の理由に関して「失踪」の語を使用したことを、全くの誤りということまではできないものと解せられる。

したがって、本件処分通知書における理由付記をもって、本件処分を取り消すべき原因となる瑕疵があるとすることはできないものと認められる。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件辞退届についての処分庁の取扱いも、課長通知（前記1・(2)）に照らして、適切であるものと認められる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成